

Q 1年単位の変形労働時間制で期間の途中で区分期間ごとの総労働時間を変更できるか

A

変形期間の途中で区分期間ごとの総労働時間を入れ替えることに関しては、労使協定において『労使双方が合意すれば、協定期間中であっても変形制の一部を変更することがある』旨明記されていたとしても、これに基づき対象期間の途中で変更することはできない(昭63.3.14 基発150・婦発47、平6.3.31 基発181) という通達を示され、また、別の通達で「対象期間中の労働日及び労働日ごとの労働時間をよりの確に特定し、時間外・休日労働を減少させることができるよう、対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分して労働日及び労働日ごとの労働時間を特定することができることとしたものであること。このような趣旨に照らして当然のことながら、従来と同様特定された労働日及び労働日ごとの労働時間は変更することができないものであること」(平11.1.29 基発45) とされています。

したがって、かりに労働者の過半数を代表する者との合意があったとしても、特定された労働日および労働日ごとの労働時間を変更することはできません。